

阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止の推進を図るため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を導入する者に対し予算の範囲内で交付する阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、阿久比町補助金等交付規則（昭和53年阿久比町規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電施設 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもの（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が50キロワット未満の設備に限る。）
- (2) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの
- (3) 家庭用燃料電池システム（エネファーム） 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの
- (4) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの
- (5) 電気自動車等充給電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの
- (6) 一体的導入 住宅用太陽光発電施設及び家庭用エネルギー管理システム（H

EMS)並びに定置用リチウムイオン蓄電システム又は電気自動車等充給電設備を補助の対象となる者の居住する住宅等に同時に設置すること
(補助対象設備等)

第3条 補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次に定めるとおりとする。

- (1) 未使用であるもの
- (2) リース品でないもの
- (3) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領(平成27年4月1日付け27大気第82号愛知県環境部長通知)における設備に関する要件を満たしているもの

2 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備の設置に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

3 補助対象設備の区分、種類及び補助金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

4 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 阿久比町内において、自らが居住の用に供する住宅に設備を導入する者又は自らが居住の用に供する住宅の新築に合わせて設備を設置する者(延べ床面積の2分の1以上を住宅とする併用住宅を含む。)
- (2) 次条の申請時において町税の滞納がない者(転入者の場合は、従前の住所地において市町村税の滞納がない者)

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設備の設置工事を着工する前に、阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付申請書(様式第1)及び経費内訳書(様式第2)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置工事に係る工事請負契約書の写し
- (2) 設備の設置工事に着工する前の現況写真

- (3) 設備の設置を予定する住宅の位置図
- (4) 前条第2号に規定する町税の滞納がないことを証明する書類（3か月以内に交付されたものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付する旨の決定をしたときは阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更等）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、当該決定に係る内容の変更又は事業の中止（以下「変更等」という。）をしようとするときは、速やかに阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助事業計画変更・中止承認申請書（様式第4）に変更等の内容が確認できる書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更等により交付決定を受けた補助金の額を増額することはできない。

（完了実績報告）

第8条 補助対象者は、設備の設置工事が完了したときは、阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助事業完了実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添付して、工事完了日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 設備の設置工事に係る領収書の写し及びその内訳書の写し
- (2) 設備にかかる保証開始日が確認できる保証書の写し
- (3) 設備の設置場所において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく住民基本台帳に記録されていることを明らかにする住民票の写し
（3か月以内に交付されたものに限る。）
- (4) 次に掲げる事項が確認できる写真
 - ア 住宅の全景
 - イ 設置機器の設置状況
 - ウ 設置機器の型式及び製造番号（住宅用太陽光発電施設の場合を除く。）
- (5) 住宅用太陽光発電施設においては、電気事業者との系統連系を開始した日が

確認できる書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付額確定通知書（様式第6。以下「確定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 確定通知書の交付を受けた補助対象者は、速やかに阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付請求書（様式第7）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(処分の承認)

第11条 補助対象者は、別表2に掲げる期間内、町長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

2 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ阿久比町住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金処分承認申請書（様式第8）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で取得財産を処分する場合はその限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載するなど、補助金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (2) 前条の承認を受けずに設備を処分したとき。
- (3) 補助対象者が、第8条に規定する日までに実績報告書を提出しなかったとき。
- (4) この要綱及び関係法令等に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(くらしカーボンニュートラルクラブへの入会)

第13条 住宅用太陽光発電施設、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又は定置用リチウムイオン蓄電システムの設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、「くらしカーボンニュートラルクラブ」に入会しなければならない。ただし、当該設置に係る住宅が併用住宅の場合は、この限りでない。

(協力要請)

第14条 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて設備に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

2 補助対象者は、町長から前項の協力要請があったときは、協力するように努めるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 阿久比町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前に阿久比町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により許可を受けた者の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の改正前の様式を用いて書類を作成する場合当該書類への押印を不要とする。ただし、改正後も押印欄がある様式を用いる場合はこの限りでない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区分	種類	補助金の額
一体的導入	住宅用太陽光発電施設 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 定置用リチウムイオン蓄電システム	設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満を切り捨てて算出する。）に1万円を乗じて得た額（その額が4万円を超えるときは、4万円）にその他設備の単体導入の補助金の額を加算した額
	住宅用太陽光発電施設 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 電気自動車等充給電設備	設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満を切り捨てて算出する。）に1万円を乗じて得た額（その額が4万円を超えるときは、4万円）にその他設備の単体導入の補助金の額を加算した額
単体導入	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	1基につき補助対象経費の額に相当する額（その額が1万円を超えるときは1万円）
	家庭用燃料電池システム（エネファーム）	1基につき補助対象経費の額に相当する額（その額が5万円を超えるときは5万円）
	定置用リチウムイオン蓄電システム	1基につき補助対象経費の額に相当する額（その額が15万円を超えるときは15万円）
	電気自動車等充給電設備	1基につき補助対象経費の額に相当する額（その額が5万円を超えるときは5万円）

別表 2（第 11 条関係）

設備	処分の承認を必要とする期間
住宅用太陽光発電施設	設置が完了した日から 17 年
家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置が完了した日から 5 年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設置が完了した日から 6 年
定置用リチウムイオン蓄電システム	設置が完了した日から 6 年
電気自動車等充給電設備	設置が完了した日から 5 年